

科学技術人材育成費補助金 Q & A

「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」

追加版 Q & A

平成 26 年 07 月 30 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

人材政策課

【お知らせ】本 Q&A は、公募説明会での質問等を受け、追加・補足等が行われる場合があります。最新版の Q&A については、以下のサイトでご確認ください。

○科学技術振興機構 科学技術イノベーション創出基盤構築事業 公募情報

URL : <http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

#### 【用語の説明】

本 Q & A に関する用語の定義、意味は以下のとおりとします。

#### 「申請機関」

代表機関及び共同実施機関のことを指しており、当該機関は補助金の交付の対象となります。

#### 「参加機関」

事業開始後にコンソーシアムに参加しているが、補助金の交付の対象とならない機関。

#### 「連携機関」

コンソーシアムには参加していないが、コンソーシアムが行う取組に係る協力・連携を行う機関であって、補助金の交付の対象とならない機関。

#### 更新履歴

2014/07/04 Q&A 公開(7/8 実施の説明会で配布)

2014/07/09 質問番号の追加(内容の変更は無し)

2014/07/30 Q & A の追加(追加部分)

【目次】

< 1. 申請関係 > . . . . . 4  
    (ア. 共通) . . . . . 4  
  
    (イ. 次世代研究者育成プログラム) . . . . . 9  
  
    (ウ. 研究支援人材育成プログラム) . . . . . 13  
  
< 2. 審査関係 > . . . . . 13  
< 3. 面接関係 > . . . . . 13  
< 4. コンソーシアム内の異動 > . . . . . 14  
< 5. インターンシップ > . . . . . 15  
< 6. 補助金関係 > . . . . . 16  
< 7. その他 > . . . . . 24

## < 1. 申請関係 >

### (ア. 共通)

Q1-1. 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A1-1. 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか提出前に十分な確認をお願いします。

Q1-2. 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。

A1-2. 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。

ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

#### 【制度に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室  
基礎人材推進係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

#### 【申請書に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

(独) 科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部 審査担当

電話：03-5214-7521 (代)

E-mail：stsr@jst.go.jp

Q1-3. 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A1-3. 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q1-4. 申請書はカラーで作成してもよいか。

A1-4. 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q1-5. 申請書の作成に当たり、補助対象とは関係のない「取組」やその「経費」を含めて申請様式を作成することは可能か。

A1-5. 補助対象に関係のない取組やその経費については申請内容に含めないでください。なお、補助対象ではあるが自主的経費で実施する取組については申請内容に含めることは可能です。

Q1-6. 事業開始後に共同実施機関としてコンソーシアムに参加することは可能か。また、その場合は補助の対象となるのか。

A1-6. 事業実施期間中に必要に応じて、コンソーシアムへの参加機関数を増やして頂くことを推奨しておりますので、事業開始後にコンソーシアムへ参加することは可能です。ただし、事業開始後に参加した場合、当該事業の補助の対象とはなりません。

Q1-7. 共同実施機関、参加機関、連携機関という区分けは、定義上どのように想定しているのか。

A1-7. 参加機関は、プログラム開始後に参加して頂く機関を想定しています。事業を共に行うが、共同実施機関ではない機関です。

また、連携機関は、企業など、申請時にインターンシップ先といった連携機関としてご提案頂く機関を想定しています。

Q1-8. 共同実施機関と参加機関の違いは、申請時に参加していたかどうかであり、役割としては同じと考えてよいのか。

A1-8. 役割としては同じです。

Q1-9. 共同実施機関の実施責任者も学長である必要があるのか。それとも実質の実施担当者でよいか。

A1-9. 共同実施機関の責任者に関する要件は定めておりませんが、組織としての取組であるため、組織の中で責任主体となる者を想定しています。

Q1-10. 事業開始後に、コンソーシアムに参加機関が追加される場合は、手続きが必要なのか。

A1-10. 事業開始後にコンソーシアムに参加機関が追加となる場合は、別途定める予定の手続きに従ってください。なお、当該機関は補助金の交付対象とはなりません。

Q1-11. 事業開始後に、共同実施機関を離脱・入替を行いたい場合は、どうしたらよいのか。

A1-11. コンソーシアムの維持の観点から、共同実施機関については、機関の統廃合等、やむを得ない特別の事情がない限り、事業実施期間中の離脱・入替は基本的に認められません。しかしながら、上記のような変更がある場合は、科学技術人材育成費補助金交付要綱第8条に基づき、変更承認申請が必要となります。

Q1-12. コンソーシアムにおいて、補助対象となる機関はどのような機関か。

A1-12. 代表機関及び共同実施機関として申請した機関（大学、大学共同利用機関、独立行政法人、公設試験研究機関、公益社団・財団法人）が補助の対象となります。なお、連携機関及び事業開始後の参加機関については、補助の対象とはなりません。

Q1-13. 「次世代研究者育成プログラム」と「研究支援人材育成プログラム」の違いは何か。

A1-13. 「次世代研究者育成プログラム」はコンソーシアムにおいて、選考・採用した若手研究者に対して、コンソーシアム内の研究機関に自らの研究活動に専念できるポストを与え、研究に専念させるとともに、複数の研究機関等を異動することで流動性を高めつつ、キャリアアップを図り、安定的な雇用を確保する取組です。また、ポストドクターや博士課程（後期）学生をコンソーシアムで選抜し、企業等と連携して実社会のニーズを踏まえた発想を身につけたイノベーション創出人材として養成し、多様なキャリアパスの確保を支援する取組も含まれます。

一方、「研究支援人材育成プログラム」はコンソーシアムにおいて、選考・採用した研究支援人材に対して、コンソーシアム内の研究機関において研究プロジェクトに従事させ、安定的な雇用を確保するとともに、複数の研究機関における経験・研修等の機会を提供し、キャリアアップを図るシステムを構築し、専門性の高い研究支援人材を育成する取組です。

Q1-14. 「次世代研究者育成プログラム」と「研究支援人材育成プログラム」を同時に申請することは可能か。

A1-14. 両方に申請することは可能ですが、申請書はプログラムごとに作成してください。

Q1-15. 「次世代研究者育成プログラム」の取組の中で研究支援人材の育成及びキャリアアップを図る取組を実施することは可能か。

A1-15. 可能です。

Q1-16. 共同申請の機関数について上限・下限はあるのか。

A1-16. 上限・下限を設けてはおりませんが、1コンソーシアム当たり3～5機関程度を想定しております。

Q1-17. 連携機関は多いほうがよいのか。例えば講師を依頼する予定の機関は、全て連携機関としたほうがよいのか。

A1-17. 連携機関は「多いほうがよい」ということはありません。本事業を実施する上で必要な機関と連携してください。実質的な連携がない場合は、コンソーシアムを組む必要はありません。コミットメントの程度によって、機関で判断してください。

Q1-18. 大学共同利用機関法人を構成している大学共同利用機関が、コンソーシアムに参加することはできるか。

A1-18. 可能です。

Q1-19. 共同実施機関には、地理的に大きく離れた機関（例：北海道と沖縄など）を含めて考えてもよいか。

A1-19. 地理的に大きく離れた機関を含めても問題ありません。

Q1-20. 特定の部局のみで構成されたコンソーシアム（例：農学部限定のコンソーシアム）としての取組の申請を検討しているが、その場合、当該部局から申請することは可能か。

A1-20. 本事業は機関としての組織的な取組であることから、部局からの申請はできません。そのような場合であっても、機関として申請を行ってください。

Q1-21. 運営協議会については、代表機関の事務局が兼ねてもよいか。

A1-21. 公募要領で求める運営協議会の機能を満たしていれば可能です。

Q1-22. 運営協議会を代表機関以外の機関に設置することは可能か。

A1-22. 公募要領において「運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、代表機関に置くこと」と定めているため、代表機関以外の場所に設置することはできません。

Q1-23. 本事業の支援対象となる若手研究者及び研究支援人材の雇用はどこが行うのか。

A1-23. 各実施機関が雇用することとなります。ただし、若手研究者及び研究支援人材の選考及び評価については各コンソーシアムで行って頂くこととなります。

Q1-24. 大学で選考した結果をコンソーシアムで認めることは可能か。それともコンソーシアムで人事委員会を形成し、採用を行うのか。

A1-24. コンソーシアムで公募を行い、選定してください。

コンソーシアムで選定された若手研究者および研究支援員が、コンソーシアムを構成する機関で雇用契約をして頂くこととなります。

Q1-25. 既に大学で雇用している人材の雇い替えは可能か。

A1-25. 可能です。ただし、コンソーシアムで選抜して頂くことが前提となります。

Q1-26. 雇用すべき人材の人数は、コンソーシアムで考えてよいのか。

A1-26. コンソーシアムで決定してください。

Q1-27. 同一プログラム内で、テクニシャンとURAの両方を研究支援人材としてコンソーシアムで雇用することは可能か。

A1-27. 可能です。

Q1-28. マッチングファンドの財源はどのようなものを想定しているのか。

A1-28. マッチングファンドの財源について、想定しているものではありません。協賛金や助成金など、コンソーシアムの中でご検討ください。

Q1-29. 代表機関と共同実施機関が所要経費を計上する際に注意すべきことは何か。

A1-29. 代表機関については「運営協議会」と「プログラム実施」に係るそれぞれの必要経費を、

共同実施機関については、「プログラム実施」に係る必要経費のみを計上してください。

Q1-30. 申請書様式3の「1.所要額」欄のうち、6年度目以降の補助金を記入する欄がないがどうすればよいか。

A1-30. 本事業は、8年間のうち原則として5年間で補助対象となりますので、6年目以降は自主経費のみの運営を前提としております。したがって、6年目以降は自主経費の金額を記入してください。

Q1-31. 連携機関となるために必要な要件（国内外、地理的制限、企業規模等）はあるのか。

A1-31. 連携機関となるための要件は特にありませんが、コンソーシアムの目的に合致した機関を連携機関としていただく必要があります。

Q1-32. 人文・社会科学領域の学部・学科しかない大学は本事業に応募できないのか。

A1-32. 公募要領「2.事業の概要（3）対象機関」に「自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の学部・学科や研究科を有している大学に限る」と記載しているとおり、自然科学と人文・社会科学との融合領域である学部・学科や研究科を有していると認められる場合は、応募可能となります。もしそのような申請を予定している場合には、事前にご相談ください。

Q1-33. 運営協議会の構成員とはどのような職位・立場の者を考えているのか。

A1-33. 本事業における運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、補助期間終了後も自主財源を確保し、自立して実施していくことを可能とする体制が重要です。そのため、構成員について職位・立場を指定しませんが、本事業の責任主体として実効性のある取組を実施することが可能な者で構成してください。

Q1-34. 運営協議会に設置する「有識者から成る運営委員会」とは、どのようなものを想定しているのか。

A1-34. コンソーシアム外の機関・企業に所属している有識者により構成される外部委員会に相当するもので、当該コンソーシアムの運営に対する助言や取組の評価等を行うことを想定しています。

Q1-35. 代表機関及び共同実施機関において、各機関の取組に係るコーディネート業務等を行う者の雇用経費を本補助金から支出することは可能か。

A1-35. 各機関の取組に係るコーディネート業務等を行う者の雇用経費は、本補助金から支出することはできません。なお、運営協議会においてコーディネート業務等を行う者の雇用経費は支出することが可能です。

Q1-36. 運営協議会に必要な職員とメンター等については、エフォートが100%である必要があるか。

A1-36. メンターのエフォートは特に定めてはいません。コーディネーターのような職員についても、エフォートを定めてはいませんが、事業に従事して頂く必要があります。

Q1-37. 若手研究者には年齢制限があるが、研究支援人材に年齢制限はあるか。

A1-37. 研究支援人材には、年齢制限は設定しておりません。

#### (イ. 次世代研究者育成プログラム)

Q1-38. 本プログラムにおいて、若手研究者に対する取組とポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生に対する取組のどちらか一方のみの取組で申請することは可能か。

A1-38. 当該プログラムは、若手研究者に対する取組のみの申請は可能ですが、ポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生に対する取組のみの申請はできません。ポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生に対する取組に関しては、若手研究者に係る取組を実施した上で、各機関がポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生に対する取組を実施すると判断した場合に、追加で提案することが可能です。

Q1-39. 若手研究者に対する取組の規模（雇用人数）及びポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生に対する取組の規模（選抜人数）は、どの程度必要なのか。

A1-39. 各取組における雇用人数について指定はありません。

Q1-40. 現在、他の科学技術人材育成費補助事業において支援を受けている若手研究者は本事業においても支援の対象となるのか。

A1-40. 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」、「女性研究者養成システム改革加速」および「テニュアトラック普及・定着事業」に選定され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されている若手研究者（教員）については、本事業の補助対象とはなりません。ただし、コンソーシアムにおいて新たに審査を経て選考された者は、本事業の支援対象となります。なお、その場合には、現在を受けている支援を中止してください。

Q1-41. 過去、旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」、「女性研究者養成システム改革加速」および「テニュアトラック普及・定着事業」において支援を受けていた若手研究者は、本事業においても支援の対象となるのか。

A1-41. 当該事業に係る補助金により人件費又は研究費の支援を受けた若手研究者（教員）については、コンソーシアムにおいて新たに審査を経て選考された場合は、本事業の支援対象となります。

Q1-42. 現在、ポストドクター・キャリア開発事業（「イノベーション創出若手研究人材養成」を含む。）に選定されている機関が、若手研究者に対する取組に加え、「ポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生」を対象とした取組を含めて申請することは可能か。

A1-42. 現在、ポストドクター・キャリア開発事業（「イノベーション創出若手研究人材養成」含

む。)で支援を受けている機関についても、ポストドクターを含む若手研究者及び博士課程(後期)学生を対象とした取組を含めて申請することは可能です。ただし、取組内容が重複する期間中は、補助金を重複して受給することは認められませんので、当該機関は既に支援を受けている事業が終了する翌年度まで、当該取組に係る補助金の交付を受けることはできません。

Q1-43. 補助金の交付の対象とならない経費(施設の建設・改修等)については、自己負担額として記載してもいいのか。

A1-43. 施設の建設・改修等の補助金の交付の対象とはならない事項については、自己負担であっても記載しないでください。

Q1-44. 若手研究者の研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていることが求められているが、このエフォートには、若手研究者が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A1-44. 「研究活動に関するエフォートが60%以上」には本補助金による研究活動以外に、若手研究者が獲得した科学研究費補助金等の他の外部資金による研究活動も含まれます。

Q1-45. 若手研究者は、大学の助教として授業を受け持つことは可能か。

A1-45. 可能です。ただし、研究活動に関するエフォートには含めることはできません。

Q1-46. 若手研究者の研究活動の中に、授業の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等を含めることは可能か。

A1-46. 学生への研究・論文の指導等の業務が研究活動の一環であると判断される場合は研究活動に含めることが可能ですが、学務や教務関連の業務等は研究活動に含まれません。

Q1-47. 若手研究者の研究活動に関するエフォートは、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用3年度目からも求められるのか。

A1-47. 若手研究者が本事業の支援を受ける期間中は遵守していただく必要があります。

Q1-48. 若手研究者の研究活動に関するエフォートが60%以上確保されていなかった場合、スタートアップに要する研究費は減額されるのか。

A1-48. 減額となる場合があります。

Q1-49. 研究活動に関するエフォートについて、機関と若手研究者との間の雇用契約書等で明示する必要はあるか。

A1-49. 機関においては、若手研究者のエフォート管理を実施する必要がありますが、各機関で適切に管理できる方法であれば、雇用契約書等での明示や業務日誌等、その方法は問いません。

Q1-50. 公募要領「2. 事業の概要（1）プログラム」の【提案の要件】において、「一定の任期を付して～（中略）～複数の研究機関等を異動する」とあるが、この一定の任期とはどの程度の期間を考えているのか。また、異動する機関数はどの程度を考えているのか。

A1-50. 各機関で研究活動に専念でき、業績等を積むことで、キャリアアップを図ることが可能となる期間を想定していますので、各コンソーシアムの取組に応じた適切な期間を設定してください。また、異動する機関数についても、雇用期間の中でキャリアアップを図るに適切な機関数を設定してください。

Q1-51. 産休・育休により、博士号取得後10年を超えている研究者は、本事業の支援対象となるのか。

A1-51. 産休・育休により博士号取得後10年を超える研究者は、支援対象となります。ただし、その場合であっても、40歳未満（臨床研修を課せられた医学系分野においては43歳未満）の研究者を支援対象とします。

Q1-52. 公募する若手研究者の年齢について、いつの時点での年齢を基準とすればよいか。

A1-52. 本事業においては、当該年度の4月1日時点における年齢を基準とします。

Q1-53. 公募要領「2. 事業の概要（1）プログラム」の【提案の要件】において、「～、コンソーシアムにおいて、国際公募等により選考すること。」とあるが、国際公募は必須なのか。

A1-53. 国際公募は必須ではありませんが、コンソーシアムにおいて、国内外問わず、広く公募し、公正な審査を経て選考することを推奨します。

Q1-54. 若手研究者に対する公募は、どの程度の期間行えばよいか。

A1-54. 特に期間の指定はしておりませんので、各コンソーシアムで適切な公募期間を設定してください。なお、優秀な若手研究者が応募しやすいよう、周知期間も含め十分な公募期間を設けてください。

Q1-55. 「年俸制など流動性を妨げない雇用形態」とあるが、年俸制は必須であるのか。

A1-55. 年俸制は必須ではありませんが、推奨しています。

Q1-56. 「PI」としてのポストは、例えば特任准教授や特任講師といったポストでの雇用となるのか。

A1-56. ポストについては、コンソーシアムの中で決定しご提案ください。

Q1-57. 若手研究者のテニユアポストの確保について、申請時に用意しておく必要はあるか。

A1-57. 本事業では、テニユアポストを確保しておく必要はありません。

Q1-58. 申請書様式2(4)に記載している若手研究者の採用予定人数を減らすことは認められるか。

A1-58. 申請書に記載した採用予定人数を減らすことは認められません。そのため、申請を行うに当たっては、若手研究者の採用計画が、実現性の高い採用人数となるよう十分注意して下さい。なお、採用予定数を減らすような事態が生じた場合には、選定自体が取り消され、補助金が交付されないことがあります。

Q1-59. 事業開始2年度目に採用した若手研究者の補助期間はいつまでとなるのか。

A1-59. 事業開始2年度目に採用した若手研究者については、雇用経費は採用4年目(事業開始5年度目)までとなり、スタートアップに関する研究費は採用後2年度(事業開始3年度目)までに限り補助を行います。

Q1-60. 事業開始3年度目以降に自主経費で採用した若手研究者のスタートアップに要する研究費は補助金から支出することが可能か。

A1-60. 事業開始3年度目以降に自主経費で採用した若手研究者のスタートアップに要する研究費を本補助金から支出することは可能です。

Q1-61. 本補助事業でいうメンターは、どのような業務を行うのか。また、メンターの雇用等に要する経費とは、どのような経費を指すのか。

A1-61. メンターは、本補助事業で採用された若手研究者が任期中に自立して研究することができるよう、研究室運営のノウハウを習得させ、また自らが筆頭研究者として外部資金を獲得できるようにするために広範囲な助言等の支援を行う者を想定しています。なお、メンターの雇用等に要する経費としては、雇用経費(人件費)、謝金、コンソーシアムを構成する各機関への移動の経費(旅費)を想定しています。また、メンターは運営協議会において雇用することを想定しているため、各実施機関で雇用し配置するメンターに係る経費は、補助対象となりません。

Q1-62. メンターの要件(年齢、経験年数、学位取得後年齢等)はあるのか。

A1-62. メンターとなる者の要件は定めておりませんが、上記質問の回答にあるとおり、若手研究者に対する研究に関する広範囲な助言等の支援を行う経験や知識を持っている者を想定しています。

Q1-63. 研究者育成プログラムにおいても、研究支援人材を雇用することは可能か。また、人数や雇用経費の上限はあるか。

A1-63. 可能です。研究者の補助を行う支援人材ということでの雇用は補助対象となります。

なお、「①次世代研究者育成プログラム」において研究支援人材に対する雇用経費の補助の上限は定めていませんが、プログラム内で雇用する研究者の給与や人数を大きく超えて、研究支援人材に対する補助を行うことは本プログラムの趣旨とは外れますのでご注意ください。

### (ウ. 研究支援人材育成プログラム)

Q1-64. 本補助事業の支援対象となる研究支援人材とは具体的にどのような者を想定しているのか。

A1-64. 本事業における研究支援人材とは、最先端の研究開発の現場において、高度な研究設備・施設の操作、競争的資金の獲得、知的財産の管理等を行い、大学や独立行政法人等の研究機関における研究活動を支える者を想定しています。

Q1-65. 現在、「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業に選定されている機関についても、本補助事業の本プログラムに申請することは可能か。

A1-65. 可能です。ただし、当該事業で人件費を補助されているURAHは、本補助事業の支援対象となりません。

Q1-66. 事業開始2年度目に採用した研究支援人材の補助期間はいつまでになるのか。

A1-66. 事業開始2年度目に採用した研究支援人材については、雇用経費は採用4年目（事業開始5年度目）までの補助を行います。

## <2. 審査関係>

### (ア. 共通)

Q2-1. 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A2-1. 申請要件違反のある申請を行った機関については、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう提出前に十分な確認をお願いします。

Q2-2. 委員の氏名は公表されるのか。

A2-2. 委員の氏名は、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q2-3. 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることができるのか。

A2-3. 選定された取組については、公表する予定ですが、選定されなかった取組については、不選定となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

## <3. 面接関係>

### (ア. 共通)

Q3-1. 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。

A3-1. 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により通知する予定です。

Q3-2. 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A3-2. 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方のご出席をお願いいた

します。人数については、会場の制約もあるので3～4人以内でお願いします。

なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象となった取組の代表機関に別途ご連絡いたします。

Q3-3. 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

A3-3. 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えばパワーポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載されていない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く）については説明されても評価の対象とはなりません。

Q3-4. 面接審査はどのように実施されるのか。

A3-4. 面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。

#### <4. コンソーシアム内の異動>

##### (ア. 共通)

Q4-1. 異動は原則人事異動ということだが、今の大学の採用計画だと受入は公募で行われるため、今の仕組みでは人事異動は難しいと思われる。この場合、コンソーシアムで新しい人事異動の形態を定義する必要があるということか。

A4-1. コンソーシアムで新しい人事異動の形態を定義し提案してください。

Q4-2. 研究機関を異動する際、雇用主を変えず「派遣」という形はあり得るのか。

A4-2. 原則としては人事異動を想定していますが、派遣という仕組みを構築することもあり得ると想定しています。

Q4-3. 申請機関で採用され、補助を受けている若手研究者及び研究支援人材が、コンソーシアムに事業開始後に参加した参加機関に異動した場合、当該者は補助対象から外れることになるのか。

A4-3. 事業開始後にコンソーシアムに参加した参加機関については、補助金の交付対象となる機関ではないため、当該機関に異動した若手研究者及び研究支援人材は補助の対象にはなりません。

Q4-4. 年度途中における、コンソーシアム内の若手研究者及び研究支援人材の異動が当初の予定を上回る（下回る）ことにより、各実施機関の年度当初の事業計画が変更となる場合は、どうしたらよいのか。

A4-4. 各実施機関の補助事業の内容等の変更をしようとする場合は、科学技術人材育成費補助金交付要綱第8条により、変更承認申請書（様式4）の提出が必要となる場合があります。

#### (イ. 次世代研究者育成プログラム)

Q4-5. 研究機関の異動に伴い実験装置（設備備品）も移動するケースが予想されるが、その際、実験装置（設備備品）の所有権の帰属はどうなるのか。

A4-5. 本補助金で取得した設備備品の所有権は、当該設備備品を本補助金で購入した機関に帰属します。本補助金で取得した設備備品については、「補助金等の予算の執行の適正化に関する法律」により、一定期間財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されます。

本補助金で取得した設備備品を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。ただし、一定の要件を満たす場合には承認不要となります。

コンソーシアムにおいて申請機関に採用された若手研究者が別の機関に異動となり、当該備品を異動先機関に所有権を移動する場合、上記の法律に従い、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける必要があります。

Q4-6. 若手研究者の研究機関の異動は必須事項か。

A4-6. 原則として、複数の研究機関等を異動することで、流動性を高めつつ、キャリアアップを図る仕組みの構築を求めているため、事業実施期間中に若手研究者が複数の研究機関を経験できるような仕組みを構築してください。

#### (ウ. 研究支援人材育成プログラム)

Q4-7. 研究支援人材の研究機関の異動は必須事項か。

A4-7. 異動は必須事項ではありません。しかしながら、当事業の趣旨として、複数の研究機関における経験・研修等の機会を提供する仕組みの構築を求めているため、事業実施期間中に研究支援人材が複数の研究機関を経験できるような仕組みを構築してください。

### <5. インターンシップ>

#### (イ. 次世代研究者育成プログラム)

Q5-1. インターンシップの実施に必要な経費として、本補助金から支出することが可能なのはどのような経費か。

A5-1. 本補助事業のプログラムのうち、ポストドクター及び博士後期課程学生を対象とした取組におけるインターンシップに係る経費として、人件費、国内旅費、外国旅費及び大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費については、本補助金から支出することが可能です。

Q5-2. インターンシップ期間中のエフォート（60%以上）の扱いについてはどうなるか。

A5-2. インターンシップ先での共同研究等が研究活動として認められると判断される内容である場合は、研究活動のエフォートとして含めることは可能です。研究活動として認められないと判断される内容である場合は、当該エフォートに含めることはできません。

Q5-3. 連携機関以外の企業、研究機関等でもインターンシップは可能なのか。

A5-3. 可能です。

Q5-4. インターンシップの期間の制限はあるか。

A5-4. 原則として、連続して2ヶ月以上のインターンシップを考えています。

## <6. 補助金関係>

### (ア. 共通)

Q6-1. コンソーシアムに参加している全ての機関が、補助金の交付を受けられるのか。

A6-1. 共同申請を行った代表機関および共同実施機関に対し、文部科学省からそれぞれ補助金を交付します。

Q6-2. 公募要領「2. 事業の概要（7）補助対象となる経費」において、「3. 共通」に記載されている「運営協議会の人員に必要な以下の経費」とは、共同実施機関にも認められるのか。

A6-2. 運営協議会は代表機関に設置して頂くことを想定しているため、共同実施機関には認められません。

Q6-3. 運営協議会の支部を共同実施機関に置く場合、その支部でコーディネーター等の雇用を行うことは可能か。共同実施機関に運営協議会に係る雇用経費等を配分することは可能か。

A6-3. 運営協議会の支部を共同実施機関に置くこと、及びコーディネーター等を雇用することは可能ですが、本補助事業の支援対象とはなりません。

Q6-4. 運営協議会経費から、他機関の事務担当者の旅費等に支出することは可能か。

A6-4. 運営協議会実施のために必要な場合は、支出が可能です。

Q6-5. 補助金は代表機関及び共同実施機関にそれぞれ交付されるが、実際の予算執行管理（経費処理）もそれぞれの機関で行うか。もしくは、代表機関が執行をとりまとめるのか。具体的な例として、請求書等の経費処理は、それぞれの機関で行うということでのよろしいか。

A6-5. 請求書等の経費処理は、それぞれの機関にて行ってください。

なお、本補助金で取得した設備備品の所有権は、当該設備備品を本補助金で購入した機関に帰属します。「Q&A追加版」15ページのQ4-5も併せてご参照ください。

Q6-6. コンソーシアムの代表機関及び共同実施機関間での雇用経費や研究費の流用は可能か。

A6-6. 代表機関及び共同実施機関間での経費の流用はできません。毎年度、代表機関及び共同実施機関に対して補助金の交付を行いますので、各機関においては事業の実施に必要な額を交付申請するようにしてください。

Q6-7. 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A6-7. 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補

助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含めて厳格に対処することとなります。

Q6-8. 補助事業の着手はいつから可能となるのか。

A6-8. 補助事業の着手は、選定された機関が選定等に関する通知を受領したときから開始することが可能です。

なお、必要な経費は、補助事業開始後に支出することが可能ですが、補助金の交付前においては、機関が立て替えて補助金受領後に精算してください。

※ 提案内容どおり交付決定されない場合がありますが、その場合は、交付決定の内容に従っていただくこととなります。

Q6-9. 補助金の保管・管理はどのように行えばよいか。

A6-9. 本補助金を他の経費と同じ口座で管理することは可能です。その場合、収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して管理してください。

Q6-10. 他の経費との合算使用について制限はあるか。

A6-10. 本事業の経理については、他の経理と明確に区分することとしています。また、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできません。

なお、旅費については、補助事業の用務と他の経費による用務とを合わせて1回の出張をする場合には、補助金と他の経費の負担区分を明らかにすることにより、支出することは可能です。

Q6-11. コンソーシアムで研究者、研究支援人材の選定を行うことになっているが、給与体系は雇用する機関の給与制度に基づくという理解でよいか。

例えば、コンソーシアム内で同一の年俸制度を適用する必要があるか。

A6-11. 公募要領「2. 事業の概要（1）プログラム」の【提案の要件】に「コンソーシアムにおいて、若手研究者の雇用にあたり、年俸制など、流動性を妨げない雇用形態を形成すること。」とあるように、各機関合意のもとで、本事業に適したコンソーシアム共通の給与体系（雇用形態）を独自に設定して頂くことを推奨します。

Q6-12. 物件費の支出、旅費及び人件費・謝金の支出等について制限はあるか。

A6-12. これらの支出に当たっては、単価や支払い方法など各機関の規程等に基づいて行ってください。その際、支出内容等について十分な説明責任が果たせるようにしてください。

なお、当該単価が各機関の規程等に基づいた場合であっても、社会一般と比較して著しく高い場合には、本補助金から支出することができない場合があります。

また、補助金の支出等に関する帳簿及び書類は補助事業終了後5年間保管する必要があります。

Q6-13. 設備備品の範囲に関する基準はあるのか。また、取得した設備備品の所有権はどこに帰属するのか。

A6-13. 設備備品の定義は、各機関の規程等によることとなります。また、本補助金で取得した設備備品の所有権は補助事業を実施する機関に帰属することとなりますので、設備備品の管理は、各機関の規程等に基づき管理することになります。

なお、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備備品については、一定期間財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されますので、ご注意ください。

Q6-14. 補助金で取得した設備備品の管理について注意することはあるか。

A6-14. 補助金で取得した設備備品については、「補助金等の予算の執行の適正化に関する法律」により、文部科学大臣が別に定める期間中において、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具について、処分※の制限が付されています。

本補助金で取得した設備備品を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。ただし、一定の要件を満たす場合には承認不要となりますので、財産処分の必要が生じる場合には、個別にご相談ください。

※ 処分とは、文部科学大臣が別に定める期間中において、処分が制限された取得財産を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとする事

Q6-15. 補助金で取得した設備備品を本事業以外で使用することは可能か。

A6-15. 補助事業に支障を及ぼさない範囲内で一時的に他の用途に使用することは可能です。

Q6-16. 本事業で雇用している者に対して、退職手当を支給することは可能か。また、退職手当引当金を計上することは可能か。

A6-16. 退職手当については、①雇用契約及び補助事業を実施する機関が定める規程等の範囲内で、②当該年度の勤務に対して実際に雇用している者に支給している場合のみ、補助金から支給することは可能です。

積立金としての退職引当金については、補助金を充当することができませんので、ご注意願います。

Q6-17. 翌年度以降の補助事業実施のために、当該年度に使用しない消耗品を購入することは可能か。

A6-17. 本補助金は、年度毎に当該年度に必要な経費を補助しており、当該年度に使用する予定のない消耗品を購入することは認められません。

Q6-18. 翌年度以降に使用する物品等を、前年度に購入することは可能か。

A6-18. 本補助金は当該年度に必要な経費を措置しているものであるため、原則として認められません。翌年度の当初から必要な物品がある場合は、ご相談ください。

Q6-19. 国内旅費等の上限金額はあるか。また、交通費に上限はあるか。

A6-19. 国内旅費、交通費ともに、補助の上限は設定しておりません。ただし、実施しているプログラムの内容を踏まえ、支出の根拠を求められた場合に、説明可能なものである必要があります。なお、支出の際は、各機関の旅費規程に従って支出してください。

Q6-20. 出張の際にビジネスクラス等の使用は認められるのか。

A6-20. 各機関の規程等に従ってください。なお、補助金の執行に当たっては、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされていることに留意願います。

Q6-21. 会議のための会場借料や会議資料の印刷経費は、会議費に計上すればよいか。

A6-21. 会議のための会場借料は借損料に、会議資料の印刷経費は印刷製本費に、国際会議等における通訳に係る経費は雑役務費に計上してください。また、会議費には、会議開催に必要な最低限の飲食物のみを計上してください。飲食物の提供については基本的に機関の規程等によるものとしますが、本補助金でのアルコール類の提供は一切認めませんので、ご注意ください。

Q6-22. 本事業の実施機関が所有する施設や設備の使用料を本補助金から支出することは可能か。

A6-22. 補助事業で直接使用する施設や設備であり、機関の規程等により使用料が課されている場合には、補助金を支出することは可能です。

Q6-23. 複数年度にまたがる保守契約やリース契約を締結することは可能か。

A6-23. 複数年度にまたがる契約を締結することは可能です。ただし、会計処理においては、会計年度ごとに使用金額を分け、支出を行った上でそれぞれの年度に計上する必要があります。

Q6-24. 光熱水費の算出根拠を明確にしておくとはどのようなことか。

A6-24. 設備等の運転等に要した光熱水費について、専用のメーターが設置されている場合には、その使用料となります。専用のメーターが設置されていない場合には、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出し、その根拠を備えるようにしてください。

Q6-25. 施設の建設や改修のために補助金を使用することは可能か。

A6-25. 本補助金では、施設の建設や改修のための経費に使用することはできません。

Q6-26. 本補助金は、概算払となるのか精算払となるのか。

A 6-26. 必要に応じて概算払を行いたいと考えています。概算払に当たっては、会計法、予算決算及び会計令に基づく財務大臣協議が必要となりますので、その場合の必要な手続き等については別途ご連絡することになります。

Q 6-27. 補助金の受入により生じた利息はどのように取り扱えばよいか。

A 6-27. 補助金の受入により生じた利息については、補助事業に充当することが可能です。なお、補助金の管理を他の経費と同一の口座で管理した場合には、当該補助金に係る利息を算定の上充当してください。

Q 6-28. 補助事業の実施において、収益を得て行う活動（出版、販売、授業料の徴収等）は可能か。

A 6-28. 補助金の交付の目的に即したものであれば、収益を得て行う活動は可能です。ただし、そのような活動を行う場合には、事前にご相談ください。  
なお、収益を得た場合、補助金の充当額に影響することがあります。

Q 6-29. 本補助金で雇用した運営協議会の運用に必要な職員や、若手研究者のメンター等について、本事業以外の業務に従事することは可能か。

A 6-29. 補助金交付の目的に合致しない業務に従事した場合には、当該業務の従事に対する経費は、補助金から支出することはできません。ただし、平成 26 年 4 月 23 日付事務連絡「科学技術人材育成費補助金により雇用する研究者等に係る人件費の取扱いについて」(<http://www.jst.go.jp/shincho/kikan/jinzaihi.html>)にて定めている要件を満たしていると認められる場合は本補助金から支出することも可能です。

Q 6-30. 物品の納品時期に制限はあるのか。

A 6-30. 本補助金は国の会計基準の適用を受けますので物品の納品、役務の提供等は、補助金の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに完了する必要があります。

Q 6-31. 割賦販売契約にて割賦払いにより購入した設備備品は補助対象となるか。

A 6-31. 本補助金は、国の会計法令の適用をうけるため、当該年度の補助金により購入した設備備品は当該年度末日（3 月 31 日）までに納品、検査完了（当該機関の所有）している必要があります。割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が当該年度の末日（3 月 31 日）を超えており、支払完了までに補助事業者にも所有権が移転しない場合には、補助事業期間内に購入したものとは言えないことから補助対象とはなりません。

(参考)

今回と同様の事例は、会計検査院の検査において「不当」事項とされています。

※ 平成 17 年度決算検査報告

「中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの（312）」

（抜粋）

「事業主体が購入したとしていた機械装置は、支払完了日が補助事業期間を超えて設定され、支払完了までに事業主体に所有権が移転しない割賦販売契約によっており、補助事業期間内に購入したとは認められないことから、上記の補助対象事業費のうち機械装置の購入費 8,800,000 円は補助の対象とならない。」

（イ. 次世代研究者育成プログラム）

Q6-32. 若手研究者が研究機関を異動する際に発生する実験装置の移動等に伴う経費は、それぞれの機関で掛かった費用を支出するのか。それとも、どちらかの機関が支出を行うのか。

A6-32. それぞれの機関で要した経費を支出することを想定していますが、異動元及び異動先機関で相談して下さい。

Q6-33. 海外機関に 1～2 年異動する場合、雇用経費や異動経費などは補助対象となるのか。例えば、コンソーシアム内で雇用したまま、海外派遣する場合はどうか。

A6-33. 実際に異動となる場合は、支援対象とはなりません。ただし、コンソーシアム内で雇用したまま、出向という形で派遣される場合は、雇用経費や異動経費を補助することは可能です。

Q6-34. イノベーション創出人材養成の中で「大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費」が補助されるとあるが、この「研究を行うための経費」には何が含まれるか。

A6-34. 当該者が自身の研究を行うために必要な経費を想定しています。

（例えば消耗品費、旅費等）

Q6-35. 公募要領の「2. 事業の概要（7）補助対象となる経費」における「1. 次世代研究者育成プログラム①若手研究者の雇用経費」について、「1人当たり採用1年目は600万、2年目は500万・・・を上限。」とあるが、本学で自己資金を支払い、2年目も600万円を支払うことは可能か。

例えば「2年目の補助金500万円+自己資金100万円」といった支払いも可能であるのか。

A6-35. 可能です。

「1. 次世代研究者育成プログラム①若手研究者の雇用経費」に記載されている「1人当たり採用1年目は600万、2年目は500万・・・を上限。」とは、あくまで採用1人あたりの若手研究者の雇用経費として補助する金額の上限です。

補助の上限を超える金額については、年度に関わらず、自己資金にて補って頂く必要があります。

Q6-36. 同一機関内で若手研究者に係る研究費を他の費目に流用することは可能か。

A6-36. 同一機関内で、若手研究者に係る研究費を流用することはできません。

Q6-37. 同一機関内の各部局において、若手研究者の研究費の支援額を変更することは可能か。

A6-37. 可能です。若手研究者が自立して研究することができるよう、スタートアップに要する資金として、2年で1,000万円を上限に研究費を交付していることから、当該研究費については、採用する研究分野等を考慮し、支援額を決定してください。

Q6-38. 若手研究者が共同研究等を行っているグループで使用する設備の購入費に、若手研究者の研究費を充当することは可能か。

A6-38. 若手研究者が使用する共通設備の購入費に若手研究者の研究費を充当することは可能ですが、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q6-39. 開始後2年度目までに雇用した若手研究者については事業5年度目まで補助が出るが、例えば3年目ぐらいにテニユアポスト等に就いてコンソーシアムの枠組みから外れた場合、残りの年度の人件費は返却となるのか。

A6-39. テニユア就任後の残りの年度は、補助対象から外れることとなります。

Q6-40. 雇用対象者はポスドクを含む若手研究者ないし博士学生といった区分であると思われるが、博士学生に対して人件費を支出することは可能か。

A6-40. 博士学生の雇用は、本補助事業の支援対象とはなりません。支援対象に該当する博士学生に対する補助は、次世代研究者育成プログラムの中で、大学や研究機関等の者以外の多様なキャリアパスの確保を支援する取組を提案した場合に限ります。

Q6-41. 次世代研究者育成プログラムの「⑧若手研究者、博士課程（後期）学生を国内外の大学や研究機関、企業等に派遣、インターンシップさせるために必要な以下の経費。」の「人件費（月額15万円を限度）。」について。この人件費は、若手研究者のコーディネーターの人件費も対象となるのか。若手研究者がインターンシップで抜けたために必要となる人件費を対象とするのか。また「人件費月額15万円」は、1人当たりの金額か。

A6-41. 若手研究者、博士課程（後期）学生を国内外の大学や研究機関、企業等に派遣、インターンシップさせるために必要な当該者に係る人件費を想定しています。また、「人件費月額15万円」は1人当たりの金額です。

Q6-42. 長期インターンシップは、コンソーシアムを構成する連携機関に所属する若手研究者でも補助されるとの理解でよいか。

A6-42. 連携機関に所属する若手研究者は本補助事業の支援対象とはなりません。支援対象者は、代表機関及び共同実施機関の若手研究者のみです。

Q6-43. 既に各機関において雇用されている若手研究者は、コンソーシアムにおける補助対象者になることは可能なのか。

A6-43. 既に各機関において雇用されている若手研究者は、コンソーシアムにおける公募及び公正かつ透明な選考を経て採用された場合には、補助対象者となります。なお、本事業の支援対象となる若手研究者（40歳未満。ただし臨床研修を課せられている医学系分野においては43歳未満）は、コンソーシアムにおいて、国際公募等により選考され、博士号取得後10年以内又は同等程度の研究履歴を有する者です。

Q6-44. 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらよいか。

A6-44. 個別にご相談ください。

Q6-45. 若手研究者の募集及び選考・採用に関する要件として、40歳未満としているが、雇用対策法との関係はどうなるのか。

A6-45. 雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっております（雇用対策法第10条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とするものであることから、雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号ニに該当するため、雇用対策法第10条の適用除外となります。

なお、コンソーシアムにおいて公募を行う際には、応募資格の「40歳未満であること」に加え「文部科学省の平成26年度科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業による補助対象のため」等を明示してください。

#### 雇用対策法

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

#### 雇用対策法施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときとは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

（略）

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

（略）

二 高齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進のため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用する場合に限る。）。

#### (ウ. 研究支援人材育成プログラム)

Q6-46. 審査要領では「専門性の高い研究支援人材を育成するため、必要な国内外の大学や研究機関、企業等との連携を行う計画となっているか。」と記載されているが、研究支援人材の外国旅費が補助対象でないのはなぜか。

A6-46. 研究支援人材が海外の研究プロジェクト業務や研修等の取組に参加することは可能としておりますが、補助対象経費は国内旅費のみとなります。

### <7. その他>

#### (ア. 共通)

Q7-1. 各事業における期間の算定はどのようになるのか（補助事業期間が5年間の場合、交付決定日から5年間となるのか、それとも、交付決定日の属する年度を初年度として5年度となるのか）。

A7-1. 国の予算は単年度主義であることから、本補助事業においても交付決定日の属する年度を初年度として5年度とします。

Q7-2. 補助事業期間において「特に優れた成果をあげているものについては、改めて審査・評価の上、一定期間（例えば3年間）の延長がありえる」とあるが、どういうことか。

A7-2. 文部科学省が別途指定する時期（事業開始4年度目又は5年度目を想定）に、審査・評価を経て補助事業を延長することができる取扱いを予定していることを指しています。

Q7-3. 中間評価・事後評価はコンソーシアム単位で行うのか。

A7-3. 評価はコンソーシアムとして行う予定ですが、申請機関については機関評価も合わせて行います。

Q7-4. 参加機関及び連携機関は、中間評価報告書等の提出は必要か。

A7-4. 参加機関及び連携機関は補助金の交付対象となっていないため、中間評価報告書等を作成する必要はありませんが、コンソーシアムとしての取組は当該機関も含め連携して実施した、代表機関及び共同実施機関が作成する実績報告書には当該機関の実績等も含めて記載して下さい。

Q7-5. 参加機関及び連携機関は、中間評価・事後評価の対象となるのか。

A7-5. 代表機関及び共同実施機関と当該機関とが連携して実施した取組内容やその実績等については、中間評価・事後評価の対象となりますが、当該機関自体はその評価の対象とはなりません。

Q7-6. 事業開始3年目以降に若手研究者及び研究支援人材を自主経費で雇用した場合、中間評価・事後評価の対象となるのか。

A7-6. コンソーシアムとしての取組として評価を受けることになります。

(イ. 次世代研究者育成プログラム)

Q 7-7. 若手研究者が雇用期間中にテニユアのポストに就くことになり、コンソーシアムからの  
枠組みから外れた場合、コンソーシアムとしての評価は下がることになるのか。

A 7-7. 最終的にはテニユアのポストに就くことが目標であると想定されるため、評価が下がるこ  
とはありません。

以上